

人材確保等支援助成金 介護福祉機器助成コース

介護事業主が介護福祉機器の導入等を通じて、離職率の低下に取り組んだ場合に助成対象となります。

チェック項目

- ✓ 介護サービスの提供事業主であること
- ✓ 雇用保険の適用事業主であること
- ✓ 「雇用管理責任者」を選任し、事業所内に周知していること
- ✓ 計画の提出日の6ヶ月前から事業主都合により離職させていないこと
- ✓ 離職率の低下目標を設定すること



助成額

助成対象費用	目標達成助成	生産性要件を満たした場合
介護福祉機器の導入費用(利子を含む)	左記の合計額の 20% (上限150万円)	左記の合計額の 35% (上限150万円)
保守契約費		
機器の使用を徹底させるための研修		

対象となる介護福祉機器

1. 移動・昇降用リフト
(立位補助器、非装着型移乗介助機器を含む。)
2. 装着型移乗介助機器
3. 体位変換支援機器
4. 特殊浴槽



低下させる離職率

機器導入実施の結果、導入・運用計画期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率を、導入・運用計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること。(ただし、離職率は30%を上限とします。)

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数区分	低下させる離職率 (目標値)
1～9人	15%
10～29人	10%
30～99人	7%
100～299人	5%
300人以上	3%

※低下させる離職率の目標値は対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります。